

業 務 仕 様 書

1 件 名

おこづかい帳デザイン制作業務委託

2 業務の目的

小学校1年生から3年生程度までの児童が、「おこづかい帳」による身近な金銭の管理を通じて、物や金銭の大切さについて理解し、身近な物の選び方、買い方について学ぶことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 業務内容

下記(1)～(4)に基づき、企画、編集、デザイン、レイアウト等、版下データ（完全原稿）制作に係る一切の業務を行うこと。ただし、印刷業務は除く。

(1) おこづかい帳の役割

- ・買う前に本当に必要かどうかよく考えることができるようにすること。また、買い物で困ったことが起きた場合には、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにすること。
- ・購入の時期や金額を考えたり、購入のための貯蓄をしたりして、無駄のない使い方をすることが必要であることを理解できるようにすること。

(2) 想定する活用方法

- ・地域団体、教育機関等を通じた市民への配布
- ・池田市公式ホームページへの掲載
- ・その他消費者啓発に係る事業

(3) 掲載内容

掲載内容は下記のとおりとする。なお、下記の内容以外で、上記の役割の達成や消費者啓発を効果的に行うことができると考える項目があれば提案すること。

	印刷枚数	納品デザイン数	制作方法
キャラ複数体	—	複数	ラフ案の段階で市に提示し、協議の上決定
表紙デザイン	1枚	1	複数案提出し、市と協議の上決定
裏表紙デザイン	1枚	1	—
「キャラ紹介ページ&おうちの	1枚 表紙の裏ペ	1	市が提示する原稿を基に、デザイン制作

人へのページ」 デザイン	ー ジ		
消費生活センターの紹介デザイン	1枚 裏表紙の裏 ページ	1	市が提示する原稿を基に、デザイン制作
買いたいもののリストのページ	1枚 表側の扉	1	市が提示する原稿を基に、デザイン制作
1年間の買って良・悪かったもののランキングのページ	1枚 裏側の扉	1	—
収支表のページ デザインA (今月の目標入り)	12枚	1	複数案提出し、市と協議の上決定
収支表のページ デザインB (消費啓発の4コマ漫画入り)	12枚	12	収支表部分については、同一デザインを流用可能。 ただし、消費啓発の4コマ漫画部分については、市が提示する原稿を基に、デザイン制作
フリーページの デザイン	2枚	1	—

(4) 作成言語

日本語。ただし、漢字にはふりがなを付けること。

5 想定スケジュール

期間等	主な作業内容
契約締結日～	制作準備、打ち合わせ等
令和4年10月上旬	制作開始
10月下旬	ラフ案提出、本市との打ち合わせ
11月上旬	校正用デザイン確認、必要に応じて再校正
～1月下旬	納品

6 規格

- (1) 体裁・印色については、受託者より提案すること。
ただし、大きさについては、A4サイズで印刷することを想定すること。
- (2) 想定する紙質は下記のものとする。
表紙用紙 アートポスト紙・マットポスト紙 180kg
本文用紙 上質紙 70kg

7 成果品

- 下記(1)及び(2)をメール及びDVD-Rに保存し納品すること。
- (1) 版下データ (Adobe Illustrator 形式 (バージョン CC))
ア 再編集可能なデータ (ただし、イラスト部分は除く。)
イ アウトライン化済のデータ
 - (2) PDF ファイル

8 納品先

池田市市民活力部にぎわい戦略室商工労働課 (池田市城南1丁目1番1号)
メールアドレス shoro@city.ikeda.osaka.jp

9 留意事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 本業務の成果物の著作権 (著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しない。
- (5) 本業務の成果物に使用するイラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (6) 本業務の成果物の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 委託者は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。

- (8) 原則、本業務の履行（納品物の納入を含む。）に際して、委託者が提供するもの以外の必要な費用はすべて受託者の負担とする。
- (9) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。